

1 受 理 番 号	請願第37号
2 受 付 年 月 日	平成29年 1 月30日
3 請願者の住所 及び氏名	伊賀市上神戸4507番地の300 「島ヶ原ふれあいの里」健康づくり棟利用者 甲斐正芳 外1名
4 請 願 の 件 名	「島ヶ原ふれあいの里」施設内「健康づくり棟まめの館」の継続を 求めることについて
5 請 願 の 要 旨	<p>島ヶ原ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部改正により、平成28年4月1日より「健康づくり棟まめの館」（以下「まめの館」という。）が不採算施設という理由から削除されました。それに対して私たち利用者は、平成27年11月27日付けでまめの館の継続を求める陳情書を1,000名を超える署名を添えて提出いたしました。結果、平成28年4月1日より一般社団法人しまがはら郷づくり公社がまめの館を市から借り受け、自主事業として継続されてまいりましたことは承知をいたしております。</p> <p>しかしながら、平成28年12月21日付けで平成29年3月31日をもって閉館するというお知らせが掲載されたことについて、私たち利用者は驚きを隠せませんでした。それは平成28年6月議会でまめの館の存続についての一般質問に対して市長は、「指定管理の終了期間、つまり平成30年度末に市直営ではなく、民間活力導入による継続運営に向けて対応方針を固める必要がある」と答弁されました。また、健康福祉部長は、「市として市民の皆様が利用したくなるような自主事業を公社と共に検討し、できる限りの支援を行う」と答弁されました。このことは議会だよりにも掲載され周知をされており、期待感をもって利用しておりましたが、今回の閉館措置は利用者の期待を大きく裏切るものであります。</p> <p>陳情書にも記載しましたが、まめの館の設置目的は「伊賀市の良好な自然環境を活用し、市民の健康増進及び福祉向上ならびに世代間交流及び地域間交流を図る拠点づくりを進め、もって地域の活性化を図る」ことであり、この施設の活用は特に超高齢化社会を迎え介護、認知症などの予防はもとより、健康な高齢者を一人でも多く増やしていくことが医療費の削減にも繋がる事は明らかであります。</p> <p>厳しい財政状況については十分理解をいたしておりますが、上記理由によりしまがはら郷づくり公社の自主事業への財政的支援、または市の事業として運営されるなどまめの館の継続を求めるものであります。</p>
6 紹 介 議 員	嶋岡壯吉、生中正嗣、岩田佐俊
7 付 託 委 員 会	総務常任委員会

1 受 理 番 号	請願第38号
2 受 付 年 月 日	平成29年 2 月 3 日
3 請願者の住所 及び氏名	伊賀市上野福居町3330番地の 1 上野地区住民自治協議会等代表者会議 会長 八尾光祐
4 請 願 の 件 名	地区市民センターで実施している住民票等の交付専用 F A X の更新を求めることについて
5 請 願 の 要 旨	<p>伊賀市には、38箇所の地区市民センターがあり、地域住民に行政サービスを行う行政窓口としての機能を有しています。その最も大きな機能が専用 F A X を活用した本庁窓口業務の一部の住民票・戸籍謄抄本写しの交付、印鑑登録証明書の交付、所得証明、年金の手続きに必要な住民票記載事項証明等の各種証明書の交付業務です。</p> <p>しかし、その専用 F A X が、上野東部、花之木、新居、中瀬、神戸の 5 地区の市民センターにあっては昨年 1 月から 9 月までに故障し、住民票等の交付業務が出来ず、住民に不便をきたしている状況が続き、専用 F A X が稼動し交付されている地区との住民サービスの不公正が生じています。</p> <p>そのため、去る 1 月 26 日に 5 地区の住民自治協議会会長が市長に早急に修理または更新してほしい旨の要望書を提出しましたが、市は今年 6 月を目処に費用などの理由から、全地区市民センターでの専用 F A X を活用した交付業務を廃止することを明らかにされました。</p> <p>伊賀市は、今急速に高齢化が進んでいます。高齢者や障がい者の方には、移動手段のない方や運転免許証を持っていても遠方への運転が難しい方などが居られ、地区市民センターでの住民票交付は必要不可欠な行政サービスとなっています。</p> <p>コンビニエンスストアでの交付の議論もありますが、コンビニエンスストアの無い地区もあり、マイナンバーカードの普及率は低い状況です。なにより高齢者等は交付機器の操作に不慣れだと思われれます。</p> <p>伊賀市は、廃止後は地区市民センター職員が本庁や支所に行く「取り次ぎ」によるサービスをするとのことですが、合併前の旧上野市のサービスに戻ることになり、なにより職員が一人の場合は取りにことく事も出来きず、住民に多大な不便を強いることとなります。</p> <p>こうしたことから、全地区市民センターの専用 F A X を活用した住民票等の交付業務を廃止することは、市民への住民サービスの低下になり、市の施策に逆行していると言わざるを得ません。</p> <p>ついては、全地区市民センターの専用 F A X を更新していただき、専用 F A X を活用した交付業務の住民サービスの継続をお願い申し上げます。</p>
6 紹 介 議 員	生中正嗣、岩田佐俊
7 付 託 委 員 会	総務常任委員会